

令和元年 第8回(定例)日南町議会会議録(第3日)
令和元年12月17日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和元年12月17日 午前9時開議

- 日程第1 発議第13号 日南町議会議員政治倫理条例の一部改正について
日程第2 議案第99号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について
日程第3 議案第100号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第4 議案第101号 会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
日程第5 議案第102号 日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第103号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第104号 日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第105号 令和元年度日南町一般会計補正予算(第6号)
日程第9 議案第106号 令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第107号 令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第11 議案第108号 令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第109号 令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
日程第13 議案第110号 令和元年度日南町下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第14 議案第111号 令和元年度日南町病院事業会計補正予算(第2号)
日程第15 令和元年陳情第7号 日本政府へ核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書採択についての陳情書
日程第16 発議第14号 「再編・統合」が必要とした公立・公的病院名公表の撤回を求める意見書提出について
日程第17 議員派遣の件
日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
(議会運営委員会の調査)
(総務教育常任委員会の調査)
(経済福祉常任委員会の調査)
(議会広報常任委員会の調査)
(中心地域整備に関する調査特別委員会の調査)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発議第13号 日南町議会議員政治倫理条例の一部改正について
日程第2 議案第99号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について
日程第3 議案第100号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第4 議案第101号 会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
日程第5 議案第102号 日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第103号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第104号 日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第105号 令和元年度日南町一般会計補正予算(第6号)
日程第9 議案第106号 令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第107号 令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第11 議案第108号 令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第109号 令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
日程第13 議案第110号 令和元年度日南町下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第14 議案第111号 令和元年度日南町病院事業会計補正予算(第2号)
日程第15 令和元年陳情第7号 日本政府へ核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書採択についての陳情書

書採択についての陳情書
 日程第16 発議第14号 「再編・統合」が必要とした公立・公的病院名公表の撤回を求め
 る意見書提出について
 日程第17 議員派遣の件
 日程第18 委員会閉会中の継続調査について
 (議会運営委員会調査)
 (総務教育常任委員会調査)
 (経済福祉常任委員会調査)
 (議会広報常任委員会調査)
 (中心地域整備に関する調査特別委員会調査)

出席議員 (10名)									
1番	大岡	西本		出席議員	2番	古	都	勝	人
3番	岡	本	健	君	4番	荒	木		博
5番	櫃	田	洋	三	6番	岩	崎	昭	男
7番	近	藤	仁	一	8番	久	代	安	君
9番	坪	倉	勝	志	10番	山	本	芳	君
				幸					昭

欠席議員 (なし)

欠員 (0名)

事務局出席職員職氏名													
局長		花	倉	幸	江	君	書記		花	倉	順	也	君
説明のため出席した者の職氏名													
町長		中	村	英	明	君	副町長		丸	山		悟	君
教育長		伊	田	典	穂	君	総務課長		木	下	順	久	君
企画課長		實	延	太	郎	君	教育次長		村	上	伴	樹	君
住民課長		淺	田	雅	史	君	病院事業管理者		中	曾	森	政	君
農林課長		坂	本	文	彦	君	建設課長		財	原		積	君
福祉課長		渡	邊	輝	紀	君	保育園長		段	塚	直	哉	君
会計管理者		長	崎	み	よ	君	農業委員会事務局長		松	本	道	博	君

午前9時00分開議

○議長 (山本 芳昭君) おはようございます。
 ただいまの出席は10名であります。定足数に達していますので、令和元年第8回日南町議会定例会を再開いたします。
 直ちに本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 発議第13号

○議長 (山本 芳昭君) タブレットの追加議案書ファイル1ページをお開きください。日程第1、発議第13号、日南町議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案の趣旨について説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大西保議員。

○議会運営委員会委員長 (大西 保君) ただいま議題となっております発議第13号、日南町議会議員政治倫理条例の一部改正について説明いたします。

議員は町民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち、清廉を保持することが責務であります。町の施策立案、補助金等の交付の審査にかかわる委員に就任しないことを明示し、利己の利益を図るとの疑惑を持たれないようにするものです。

発議第13号、日南町議会議員政治倫理条例の一部改正について。次のとおり、日南町議会議員政治倫理条例の一部を改正することについて、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。令和元年12月17日提出。日南町議会運営委員会委員長、大西保。

日南町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例。日南町議会議員政治倫理条例の一

部を次のように改正する。改正後は、町費を伴う団体・事業等の役員に就任した場合は議長に届け出をすること。ただし、町の施策立案に関する会の委員及び補助金等を交付するための審査にかかわる委員については就任しないこと。附則、この条例は、公布の日から施行する。以上です。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第1、発議第13号、日南町議会議員政治倫理条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第99号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの議案書ファイル6ページをお開きください。日程第2、議案第99号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第2、議案第99号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第99号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第100号

○議長（山本 芳昭君）タブレット14ページから、日程第3、議案第100号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第3、議案第100号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第100号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第101号

○議長（山本 芳昭君）タブレット25ページから、日程第4、議案第101号、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。
日程第4、議案第101号、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。
議案第101号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第102号

○議長（山本 芳昭君）タブレット33ページ、日程第5、議案第102号、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。
日程第5、議案第102号、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。
議案第102号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第103号

○議長（山本 芳昭君）タブレット35ページ、日程第6、議案第103号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）本条例改正の附則の、ページ数が、タブレットで43ページになりますけども、附則に施行期日等についてのことが書いてありますが、遡及する部分と遡及されない部分について、総務課長から答弁をいただいたわけだけども、いまだ一度、附則の条項についての説明をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）遡及部分の附則の定めにつきましてです。本給部分につきましては、平成31年4月1日に遡及をしての適用となります。今回改正のうち住居手当の部分については、令和2年4月1日からの適用となります。なお、勤勉手当部分につきましては、今年度分については12月支給分に0.05を加えたもので支給しますが、来年度以降は、6月と12月に振り分けて0.025部分を積み上げて、6月、12月を均等に支給をするということでの附則による調整がしてございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）先ほど議決した会計年度の任用の条例で、もう一度確認しておきたいのは、国家公務員の場合は国の人事院勧告があるし、県の場合も県の人勧が公務員の給与についても給与ほか待遇について勧告がありますが、会計年度任用職員及び正職員もですけども、基本的に、さっきあった、今質問した項目の遡及する部分と遡及されない職員があるのかどうなのか、この点について前回質問した中では、翌年度に給料は反映させるんだというふうな答弁もあったようにも思いますけども、改めて来年4月1日から会計年度の任用職員も雇用されるわけですから、これについての考え方を教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）人勸等による改定の運用については、前回の御質疑でも答弁しましたとおり、今のところ基本的な運用としては翌年度反映というのを基本とするということで、西部の町村の中ではお話を進めておるところでございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第6、議案第103号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第103号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第104号

○議長（山本 芳昭君）タブレット44ページ、日程第7、議案第104号、日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第7、議案第104号、日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第104号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第105号 から 日程第14 議案第111号

○議長（山本 芳昭君）タブレット45ページから、日程第8、議案第105号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第6号）、日程第9、議案第106号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第107号、令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第108号、令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第109号、令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第110号、令和元年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第111号、令和元年度日南町病院事業会計補正予算（第2号）、以上、令和元年度補正予算関係7議案を一括議題として、前回の議事を継続いたします。

各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。なお、質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑願います。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）105号、一般会計の教育課について伺いたいと思っておりますが、町史編さん全体についてであります。当初、見積もりを計上されておりました編集委員会報酬よりも、今回それを上回る増額補正であります。当初見込みからして、なぜここまで、今回270人役プラスになるわけですけれども、なぜこういう事態になったのか説明をいただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）伊田教育長。

○教育長（伊田 典穂君）それでは、続日南町史の完成のおくれに至る経過について御説明をさせていただきます。

日南町史の編さん室は、平成26年度からスタートしております。27年3月には第1回の審議会が開催をされ、町長の諮問に対する議論が始まり、27年度6月には計4回の

審議会を経て、日南町が合併をしました昭和34年から60年の歩みを編さんしていく内容の編纂を決定し、町長に答申をされました。28年度より、地域・議会・行政編の2つの編集委員会が開催され、目次が決定し、執筆活動が始まっております。29年度には議会・行政編の原稿依頼を現職の職員にも協力を依頼し、事務局員の執筆もスタートしております。

しかしながら、行政編の参考資料となる文書につきましては、西部地震による庁舎移転、文書管理地での保管管理に雪害などの不運が重なりました。60年前の資料収集に困難をきわめ、執筆活動に大きなおくれが生じることとなりました。また、行政編におきましては、60年間の項目数における原稿とグラフや写真、年表などの挿入などから、増ページに至ることになっております。

本年度に入りまして、地域編の校正作業、行政の執筆並びに校正作業が一気に事務局に集中することになりました。特に行政編の校正作業につきましては、おくれが随分生じておりましたので、そのスピード化を図るために、今回の12月補正予算に組みさせていただくことになりました。これについては、地域編の原稿の校正にかかわるもの、議会・行政編の校正にかかわるもの、そういったものを含めた形での予算要求となっております。

特に、計画ではことしの10月、町制60周年の記念式に配付の予定でありましたにもかかわらず、来年度に完成が繰り越すという大幅なおくれを出しており、完成を待ち望んでいただいております皆様の御期待を裏切ることになったということに對しまして、教育長として、心からおわびを申し上げたいというふうに思っております。

ただ、これまで原稿のおくれを挽回するために、精力的に地域の皆様や行政、OBの皆さん、多くの皆様に献身的に執筆や校正にかかわる作業にかかわっていただいております。多くの皆様のここにかかわる御努力に對して厚くお礼を申し上げますとともに、60年の歴史を後世につないでいく町史の校了を目指して取り組む次第であります。どうぞこの経過を御理解をいただきまして、完成についてお待ちいただけますよう、心よりお願い申し上げます。

十分な説明にはなりませんけれども、さまざまな理由の中で今回の補正につきましては、スピードアップを図る、校正作業を早くするというところでの補正の要求になったということに御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）経過について説明がありましたように承知をいたしましたし、教育長のおわびについても理解できるわけではありますが、今年度もう既に4月以降8カ月経過して、10月6日の記念式典ももうとっくに過ぎた状況の中で、今になってこういう状況なんですね。もっと早い時期に對應できなかったかということが1つあります。

それと、先ほどの答弁で来年度に繰り越すと、発行、配付が来年度になるということなんですけれども、例えば印刷製本費の1,200万円、全国配送委託料、町内配付の予算も当初に計上してあるわけなんです、これが年度内に執行できないという状況になるわけですが、予算全体としてどうなんですか。もう明らかに間に合わないということになると不執行になるわけですが、今回補正予算の對應というのは考えられなかったわけですか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）私からもおくれましたことにはおわび申し上げたいというふうに思っていますが、地域編のほうは、今の計画では本年度末、地域編のみは。ただ、行政編のほうは少し年度をまたがるというような状況が昨今確定しましたので、本来でしたら今回というふうに思っておりますが、そういうことも含めて3月補正のほうで、減額についての整理をさせていただきたいというふうな今考え方を持っております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）そういう説明ですと、地域編については、3月中にでも製本あるいは配付について進められるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）行政編のほうは少しおくれるのはおくれますが、ただ、住民の皆さん等への配付につきましては、一括の形で配付したいというふうに思っておりますので、少し時期がさらにおくれてという話ではありますが、地域編の仕上がりにつきましては、3月末を今、スケジュール感として持っております。行政編については6月との今見込みでやっておりますので、両方が完成した段階で皆さん方への配付をしたいというふうな今基本的な考え方を持っておりますので、そういった意味で、今回本予算に載せております送付等の予算内容につきましては、3月の中で整理をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）じゃあ、6月に配付ということで明言、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。ということでもありますけども、予算の編成、執行について、当初31年度予算、令和元年度予算編成のときから、非常に曖昧な計画であったと言わざるを得ないと思うわけでもありますけども。

再度、教育長に伺いますけども、本当に当初を大幅に上回る補正予算なんですよ。本当に見積もりが大変に甘かったと思うわけでもありますけども、当初計画では50万円程度の編集員の報酬で10月にできるという計画だったものが、本当に大幅の人件費並びに期間がかかるということについて、改めて説明をいただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君）伊田教育長。

○教育長（伊田 典穂君）当初、業者との契約につきましては、地域編が800ページ、行政編も800ページというところで業務委託をしております、今年度の9月に完成をするという形での予算の取り扱いをしておりました。

ところが、地域編につきましては800ページの中でおさまっておりますけれども、行政編については現在のところ800を上回る、目次をもとにしたがの執筆となり、約300ページ程度今上回っている状況がございます。業者との契約につきましては、9月に校了、配付ということになっておりますので、それ以降の編集や校正にかかわるそういったお金については、実はそのところが確保ができていなかったというような現状がございます。

はるかに300ページも超えているページ数のいろんな校正であったり、執筆であったり、そのあたりに係る経費は非常に大きなものがあったというふうに思っております。ただ、その進捗管理、工程等についての十分な事務局長等々がきちんと課の中でも位置づけが不足をしていたというふうにも思っておりますし、そのあたりの進捗管理ができますれば、もっと範囲の中で、今年度のうちにできたではないかというような反省もしております。

ただ、今の現状の中で、やはりこれ以上おくれを出してはいけないというようなところで、かなりお金を使わせていただきながら、校正や執筆に精力的に、ここに時間をかけさせていただくというような形で補正を組ませていただいた背景がございますので、何とぞそのあたり御理解いただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）町長。

○町長（中村 英明君）いいです。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第8、議案第105号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第6号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第105号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第106号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第106号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第107号、令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第107号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第108号、令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第108号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第109号、令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第109号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第110号、令和元年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第110号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第111号、令和元年度日南町病院事業会計補正予算（第2号）の討論を許します。（「討論、質疑」と呼ぶ者あり）討論。質疑は終わりましたが。（「ほんならよろしいです」と呼ぶ者あり）いいですか。（「討論なら」と呼ぶ者あり）

〔討論なし〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第111号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 令和元年陳情第7号

○議長（山本 芳昭君）タブレット追加議案書ファイル2ページをお開きください。日程第15、令和元年陳情第7号、日本政府へ核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書採択についての陳情書を議題といたします。

本陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、荒木博議員。

○総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）陳情審査の結果を報告いたします。

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された令和元年陳情第7号「日本政府へ核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書採択についての陳情書」につき、審査の結果を報告する。

令和元年12月17日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本 芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和元年12月12日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により賛成少数をもって不採択と決定した。

理由

我が国は、非核三原則を掲げて核兵器の廃絶を目指しているが、近隣に中国、ロシア、北朝鮮など核保有国が存在している。

安全保障の観点から考えると、同盟国であるアメリカ合衆国と共に核拡散防止条約や包括的核実験禁止条約等による核軍縮にむけた現実的な取り組みをすべきである。

以上。

○議長（山本 芳昭君）これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第15、令和元年陳情第7号、日本政府へ核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書採択についての陳情書の討論を許します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。まず、原案である陳情第7号に対する賛成者からの発言を許します。

7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）原案に対して賛成の立場で意見を申し述べさせていただきますと思います。

そもそも核兵器とは何でしょう。早い話が人殺しの道具であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それも一瞬にして何十万人もの人を殺すことのできる悪魔の道具であり、世界で唯一被爆体験を持っている我が国でもあります。小学校の修学旅行で原爆資料館に行ったとき、その悲惨さに衝撃を受け、吐き気を催したことを55年たった今でもよく覚えております。核の傘といいます、人殺しの道具の傘で守られる平和を求めるのは間違っていると考えます。人類存続のためには必要のない道具であり、日本がそんな核兵器禁止を訴える行動にちゅうちょすることがあってはならないと考えますので、私は、この原案に対し賛成するものであります。

○議長（山本 芳昭君）次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君）私は、原案に対して反対の立場で討論をいたします。

我が国日本は、非核三原則、つぐらなない、持たない、持ち込ませないが基本的な考えであります。まず、日本政府が取り組んできた包括的核実験禁止条約を着実に進むべきであり、発効要件国44カ国全てで署名、批准され、条約が発効されることを、そして、核兵器核分裂性物質生産禁止条約を着実に進め、核拡散防止条約体制を確立し、核兵器のない世界の実現に努力するべきであります。よって、原案に対し反対し、委員長報告に賛成です。以上です。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、本陳情を採択すべきだという立場での討論を行います。

38年ぶりに日本を訪問されたフランシスコ教皇がこう述べました。原子力の戦争目的の使用は倫理に反します。核兵器の所有、それ自体が倫理に反しているのです。それは私が2年前に述べたとおりですということをおっしゃって帰られました。フランシスコ教皇は、御存じのように、日本は仏教といえば曹洞宗の檀家の方が一番多いわけですが、本当に宗教者もこうして訴えて日本を訪問されました。

実は、日南町には被爆者手帳を所有、保持していられる方が現在5名いられます。その方は、広島あるいは長崎で74年前に大変な辛酸をなめられて、今もなお被爆の後遺症で苦しんでいられます。また、多くの日南町民の方が原爆の後遺症でいろんな治療をなさってこられました。

私は、唯一の戦争被爆国、同僚議員も賛成討論を行われましたけども、今、日本政府に対して、核兵器禁止条約に署名し批准せよという意見書を地方自治体から上げなければならない、この現実こそ本当に恥ずかしい悲しい思いであります。

安倍政権は、核保有国と非保有国との橋渡し役になると言ってますけども、全く口先だけで、外向的な努力を何ひとつ行っていません。それが現実であります。来年2020年5月には、ニューヨークの国連本部で核不拡散条約の再検討会議、NPT再検討会議が開かれますけども、核兵器をめぐる状況は核保有国が態度を全く変えないで、本当に非保有

国との対話をしようとして一切していません。こんな状況から一日も早く脱しなければならぬと私は考えます。安倍自公政権がかわれば署名、批准がなされるだろうということを私は確信をしています。以上です。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私は、原案に反対の立場で討論させていただきます。

核兵器自身は、当然、日本の方はもう100%近い方が不要だということは思っており、と思いません。

しかしながら、今の状況、以前でしたら、冷戦時代は東と西で国でいえばアメリカとソ連がかちと構えていたけれども、冷戦終わった後は、いろんな国が核兵器を持つようになり、NPT、要するに核不拡散条約とか署名したり批准したりとかいろいろありますけれども、結果的には、今の北朝鮮のように幾らでも実験をやり日本を陥れております。アメリカは本土まで来ないような大陸弾道弾であれば、近距離であれば、黙認しております。あくまで日本がアメリカの核の傘、本当はしてもらいたくないんですけども、それができない限り、傘を取ればどんどん攻めてきます。

日本は、実は何も核廃絶に向けた取り組みをやっていないわけではないです。実は日本政府は、核兵器のない世界に向けた行動指針を織り込んだ決議案を国連総会に提出しております。これもことしの11月2日に提出し、賛成148、反対4、棄権26となっております。その中で常任理事国、核兵器を持っているイギリス、フランスはこの決議案、賛成をしております。日本はその中に入って、核兵器を本当はなくしていただきたいんですが、現状の状況でいきますと、中国が宇宙のほう、宇宙戦争ですか、将来見れば、それから、ロシアは超音速の弾頭をつくらうとしております。そういった状況をおきまして、本当は核兵器をなくしていただきたいんですが、現時点では現状を見ると無理だということ、反対いたします。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）核の傘とか抑止力ということでもありますけれども、そういった事態が現実にあることは事実でありますけれども、これを世界同時になくしましよというものが核兵器廃絶の条約であります。核の傘、近隣諸国の脅威とかも言われますけれども、本当に核を世界同時になくしていきましょうっていうのが取り組みでありますので、一斉になくれば核の傘とか、核による抑止力ということもなくなるわけでもありますので、その辺は御理解をいただきたいと思っておりますし、過去にも発言しておりますけれども、地雷やクラスター爆弾にしても禁止条約によって世界から一斉になくしたという歴史もあります。そういうことを踏まえて、核兵器についても世界同時になくすべきだと思っております。核兵器不拡散条約は5カ国のみ認めておりますけれども、今完全にそれが形骸化して機能しなくなっております。核保有国5カ国だけを認めるようなものではなくて、全世界から一斉になくす取り組みを日本が率先して行うべきだと思えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

先ほどもありましたように、日本国民ほとんどが核がないほうが良いと思っております。思われます。（「原案に」と呼ぶ者あり）委員長報告。（「そげか」と呼ぶ者あり）思っております。こころを願ってはいるわけですが、いわゆる現実論といたしまして、北方四島はロシアへ、それから韓国には竹島、尖閣も今は中国がどんどん近づいてきております。そして、北朝鮮は日本を越えるようなミサイルを発射した経過もあるわけです。そういった現実論の中で、アメリカの核の傘という言葉がありますけれども、それがあってもそういうのが現実であります。今、傘がなくなった場合には、本当に直接的な攻撃が来るやもしれません。私は現実論として、今すぐに核の傘から外れる、あるいはそういったことが起こり得れば困った問題だと思っておりますので、軽々早々にそういった判断ができないと思っております。したがって、委員長報告に賛成の立場の討論をいたします。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、この陳情の採択に賛成の立場から討論いたします。まず、古都議員の討論ですが、周辺諸国との問題があるということで、そのために核兵器が必要だ、核の傘が必要だということなんですが、核兵器があつたとしても、たとえ日本に直接攻撃があつたとして、アメリカが核兵器で反撃するという可能性は非常に低いので、そんなことがあればアメリカのほうで核の惨禍に巻き込まれてしまいますので、そんなことはアメリカが日本のためにするとは思いません。

それから、大西議員のお話にありました、日本政府が主導する核廃絶決議ですが、昨年の決議では、核兵器の壊滅的非人道的な結末について深い懸念というのを示していたものが、ことしはそれが単に認識するというふうに変わりまして、昨年より後退した表現にな

っています。その上、決議に未来志向の対話という文言がことしは入っております。この文言が、核軍縮に向けた過去の積み上げを台とする可能性すらあると専門家は指摘しております。つまり、核兵器禁止条約を拒否するだけでなく、核兵器廃絶の主張を弱める決議案を主導したというのが実態でございます。

それから、久代議員のお話にフランス王のお話ありまして、それから曹洞宗の方が一番多いというお話もありましたが、つけ加えると全日本仏教会、これは曹洞宗ですとか真言宗、いろんな仏教が加盟している会ですけれども、全日本仏教会もヒバクシャ国際署名活動への協力をお願いというのを発表しておりまして、核兵器禁止条約の批准を求めるといふ、そういうことを表明しております。

それから、一つ一つ反論していきますけれども、先ほどNPT核拡散防止条約のお話ありました。この条約は1970年に発効しまして、25年たった1995年に延長の手続がとられましたが、この間、イスラエル、インド、パキスタンなどが核保有国となりました。この条約のもと、むしろ核拡散は進んでしまいました。また、もう一つの条約のお話もありました。包括的核実験禁止条約、この条約を批准しているか否かにかかわらず、大多数の国に対してこの条約というのは核実験をさせない圧力というのを持つ条約である、ある程度の有効性はあるということには確かです。しかし、この条約は核兵器の保持までは禁じておりません。つまり、核兵器の恐怖から人類を解放するものではないという、そういうことです。

総務教育常任委員会が開催されたのと同じ12月12日、国連総会では、核兵器禁止条約の批准を求める決議が123カ国の賛成で採択されました。核兵器禁止条約に反対するのは、核保有国9カ国とNATOなどいわゆる核の傘のもとにある国々、合わせて40カ国ほどです。世界中の多くの国々は核兵器を必要とせず、むしろ無益で有害なものとして捉えています。これは、同僚議員たちが核兵器の悲惨さについてもお話ししたとおりです。本来に核兵器など必要ないですし、実際には使えない兵器です。この大きな潮流を私達も無視することはできないと私は考えます。

最後に、2017年にノーベル平和賞を受賞した核兵器廃絶国際キャンペーン、いわゆるICANのノーベル賞受賞講演で語られた被爆者、サーロー節子さんの言葉を御紹介して、私の討論を終わります。

核の傘なるものの下で共犯者となっている国々の政府の皆さんに申し上げたい。私たちの証言を聞き、私たちの警告を心にとどめなさい。そして、あなたたちの行動こそ重要であることを知りなさい。あなたたちは皆、人類を危機にさらしている暴力システムに欠かせない一部分なのです。以上です。

○議長（山本 芳昭君）6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

まず、核兵器禁止条約は、核兵器の生産、保有、使用を禁ずる内容であり、核保有国は参加をしていないという現状があります。核保有国の同意が条約発効の条件となっております。しかしながら、日本は核の脅威が続く間、米国の抑止力、すなわち先ほど討論に出ております、核の傘に頼る現実を受けざるを得ないと考えております。この現実的な核軍縮を目指すなら、日本は唯一の被爆国として核保有国と非保有国との対話を、交渉を通じた橋渡し役を担うべきと考えております。

よって、委員長報告のとおり陳情第7号は、不採択にすべきであります。以上です。

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和元年陳情第7号の委員長報告は、不採択であります。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）4名であります。起立少数であります。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第16 発議第14号

○議長（山本 芳昭君）追加議案書ファイル3ページから4ページ、日程第16、発議第14号、「再編・統合」が必要とした公立・公的病院名公表の撤回を求める意見書提出についてを議題といたします。

本案につき、提案の趣旨について説明を求めます。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）

発議第 14 号

「再編・統合」が必要とした公立・公的病院名公表の撤回を求める
意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定によ
り提出する。

令和元年 12 月 17 日提出

日南町議会議員	久大	代西	安	敏保
同	古岡	都本	勝健	人三
同	荒	木田	洋	博一
同	櫃	崎	昭	男
同	岩	藤	仁	志
同	近	倉	勝	幸
同	坪			

「再編・統合」が必要とした公立・公的病院名公表の撤回を求める
意見書（案）

厚生労働省は、本年 9 月 26 日、「再編・統合」が必要とした 424 の公立・公的病院
名を初めて公表した。患者や地域住民、医療関係者にとって寝耳に水の話であり、地域住
民から命と健康にかかわる不安の声がひろがっており、厚生労働省が率先して公表するや
り方は、あまりに突然かつ乱暴なやり方と言わざるを得ない。

病院名公表の判断基準は、「高度急性期」「急性期」を持つ公立・公的病院とし、
2017 年度の診療データを基にして、「特に診療実績が少ない」「自動車で 20 分以内
に類似かつ近接に医療機関がある」という一律の内容で、地域の実情をあまりにも無視し
た機械的な手法であり、中山間地域で積雪地帯の日南町の実態が考慮されていない。

さらに厚生労働省は、病床削減による医療費削減を進めるために、すべての都道府県に
策定させた「地域医療構想」を再検証し、対象の医療機関の扱いを来年 9 月までに取りま
とめるよう都道府県に要請しようとしている。

自治体が運営する公立病院や、独立行政法人などが運営する公的病院は、救急・周産期
・小児・災害など政策的・特殊部門の医療という住民生活を守るために欠かせない役割を
担っており、病院ごとに成り立ちも役割も異なっている。

各医療機関のあり方に対して何ら決定する権能を有しない政府・厚生労働省が病院名ま
であげ、事実上強制ともとれる要請を行う今回の病院名の公表は撤回するべきである。

については、本議会は国に対し、「再編・統合」が必要とした公立・公的病院名の公表を
撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 17 日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 加藤勝信様

以上であります。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第 16、発議第 14 号、「再編・統合」が必要とした公立・公的病院名公表の撤回
を求める意見書提出についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第 14 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され
ました。

日程第17 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君）日程第17、議員派遣の件を議題といたします。
今後予定されております議員派遣の件については、タブレット5ページのとおりであります。

お諮りいたします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、5ページのとおり決定いたしました。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君）タブレット6ページ、日程第18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、中心地域整備に関する調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（山本 芳昭君）ここで町長から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君）12月の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

本議会に上程議案させていただきました全ての内容につきまして、御承認いただきましたことに、まずお礼を申し上げたいというふうに思っております。

今、年末の交通安全県民運動というのがスタートして、その期間中であります。町内では、ことし多くのというわけではなかったというふうに思っておりますが、とは言いながら鳥取県内でも死亡をされた方がふえてるという状況をお聞きしております。今、この期間中、5つの重点項目というところで啓発をさせていただいております。飲酒運転の根絶を初めとしまして、冬場ですので早目の点灯をしていただくなり、シートベルトをつけもらうなど、そういった内容でPR、活動させていただいておりますので、御承知おきいただければというふうに思っておりますし、また、前回もお話しさせていただいたというふうに思っておりますが、12月からスマートフォンとか携帯電話の所持の運転というところが罰則強化がされておりますので、安全な運転に心がけていただきたいというふうに思っております。また、前回の補正にも計上させていただいておりますが、高齢者のアクセルの踏み間違いとか、あるいはドライブレコーダーの購入制度につきましても補助金制度を整えておりますので、県も含めてですが、ぜひとも御活用いただければというふうに思っております。

また、先ほどの議会の意見書にもありましたけれども、日南病院の再編・統合についての案件であります。重ねてになりますけれども、やはり地域の医療、介護は町民を初めとするニーズに応えるべき使命というのが日南病院だというふうに思っております。安心して暮らしていただく役割にこれからは変化はありません、これからは変わりませんという気持ちを持っております。今後の医療につきましては、個人的な見識ですけれども、やはり地域医療なくしては医療はないというふうに思っておりますし、地域包括ケアなくしては医療はないというふうな考え方を個人的には持っております。そういった意味で安心していただきたいというふうに思っております。

ことしもあと2週間余りとなりました。町民の皆さんには、本当にこの1年間、御協力、御支援いただきましたことにお礼申し上げたいというふうに思っております。これから本格的な寒さを迎えますので、ぜひ御自愛されますとともに、家族そろって穏やかな新年をお迎えされることを願ひまして、閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君）お諮りいたします。今期定例会に付議された案件は以上をもって全て議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、令和元年第8回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会といたします。

午前10時08分閉会

議長挨拶

○議長（山本 芳昭君）閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

ことしも残すところ半月余りとなりました。今期定例会は10日から本日まで8日間でしたが、2日間にわたり7名の議員から一般質問をされました。提案のありました条例の改正、補正予算等、重要案件については、慎重に御審議をいただき、全議案議了いたしました。厚くお礼を申し上げます。

本年は、外交面において韓国人元徴用工の問題をめぐり、韓国国内にある日本企業の資産差し押さえを認めたこと、日本が7月から韓国向け輸出管理を厳格化したことにより、韓国では日本製品不買運動が起き、韓国政府が8月に日韓軍事情報包括保護協定、GSOMIAの破棄を通告するなど、日韓関係は悪化の一途をたどりました。その影響で米子-ソウル便が運休となるなど、鳥取県の地域経済にも影響が及んでおります。今後、日韓両国の友好関係が改善されることを強く望みたいと思います。

本町におきましては、7月に自治体SDGs未来都市に選定され、日南町から持続可能なまちづくりに向けた取り組みを全国へと発信し、推進していくこととなりました。10月には多くの御来賓をお迎えし、町制60周年記念式典が行われるなど、多くの町制60周年記念関係の事業が実施をされております。ただ、昨年度から予算化されておりました日南町史の年度内発行が困難であることは、大変遺憾に思うところであります。また、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故や、茨城県の常磐道上り線で男性社員があおり運転を受け、暴行を受けるという事件が大きく報道をされました。先ほど町長もおっしゃいましたが、その対策として誤発進抑制装置やドライブレコーダーの取り付けが有効であるということで、鳥取県と日南町では購入の助成をしております。該当される皆様は、この補助金を積極的に活用していただきたいと思います。

スポーツでは、ラグビーワールドカップ日本大会が開催され、日本代表は予選リーグ4戦全勝で初の8強入りを果たすなど快挙をなし遂げ、ラグビーブームが続いております。日南町議会も執行部とともに、町民の皆様の福祉増進のためワンチームで一層努力してまいります。

寒さが一段と厳しくなりますが、皆様方には体調管理に十分注意をされ、健康で明るい新年をお迎えになられますようお祈りいたします。議員各位の御協力に感謝と敬意を申し上げ、閉会の挨拶といたします。お疲れさまでした。
